金融トラブル連絡調整協議会の活動について

- 1 金融トラブル連絡調整協議会について
- 2 協議会における最近の議論から
- (1)投資教育について
- (2)投資者保護について

2 1世紀を支える金融の新しい枠組みについて (抜粋) 金融審議会答申 平成12年6月27日

- . 金融サービスのルールに関する新しい枠組みについて
- 3.ルールの実効性の確保と消費者教育
- (1)金融分野における裁判外紛争処理制度の整備について
- (二) 以上の結果、将来的な統一的・包括的制度も視野に入れつつ、既存機関の運用面での改善等、現時点で取り得る効果的な方策を早急に実施することが、先ずは重要である。中立・公正な人材の活用等、各機関毎のイニシアチブで今後自主的改善が図られるものもあろうが、少なくとも、ワーキング・グループの報告書で提言されているように、

個別紛争処理における機関間連携の強化、

苦情・紛争処理手続の透明化、

苦情・紛争処理事案のフォローアップ体制の充実、

苦情・紛争処理実績に関する積極的公表、

広報活動を含む消費者アクセスの改善、

を早期に実施することが求められる。さらに、

これらの着実な実施を担保するとともに、業態の枠を超えた情報・意見交換等を行い、金融分野における裁判外紛争処理制度の改善につなげるため、金融当局、消費者行政機関、消費者団体、各種自主規制機関・業界団体、弁護士会等の参加する「金融トラブル連絡調整協議会(仮称)」を設置すべきである。

なお、こうした施策の実現に当たっては、既存の紛争処理機関の自主的努力だけではなく、国や地方自治体の様々な面でのサポートが不可欠であり、行政の積極的なリーダーシップが期待される。

金融トラブル連絡調整協議会名簿

平成15年11月現在

	平成 1 3 年 1 1 月現任
(消費者行政機関)	
内閣府国民生活局消費者調整課長	幸田 徳之
国民生活センター相談部長	島野 康
東京都消費生活総合センター所長	森 紳彦
(消費者団体)	
埼玉大学経済学部非常勤講師	原 早苗
全国消費者団体連絡会事務局消費者関連法担当	関根 啓子
日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会副会長	玉本 雅子
(業界団体・自主規制機関)	
金融先物取引業協会業務部長	原田 俊介
信託協会信託相談所長	瀬尾 照夫
生命保険協会生命保険相談室長	久保田英三
全国貸金業協会連合会苦情処理委員長	矢野 利平
全国銀行協会業務部長	岩本 秀治
全国信用金庫協会業務管理部長	三枝 保生
全国信用組合中央協会業務部部長代理	近藤高弘
全国労働金庫協会総合企画部業務担当部長	佐藤均
抵当証券業協会事務局長	中村忠志
投資信託協会広報部長	川口隆也
日本証券業協会証券あっせん・相談センター所長	小西 幸雄
日本証券投資顧問業協会業務部長	高谷哲司
日本商品先物取引協会自主規制部長	浜地 敏明
日本商品投資販売業協会総務部長	黒田実
日本損害保険協会生活サービス部長	泉瑞 則昭
農林中央金庫総合企画部部長代理(農漁協系統金融機関代表)	永畑 - 烈畑 諸住 - 昌
不動産証券化協会事務局次長	如
个到度证务化励会争物问人技 前払式証票発行協会事務局長	入卿 辛大 永澤 修
	水/辛 16
(弁護士会) 松合は独東教氏をも <i>ざら</i>	+ Ⅲ 左
総合法律事務所あおぞら	大川宏
長島・大野・常松法律事務所	井上、聡
港共同法律事務所	石戸谷 豊
(学識経験者)	*1 /h */> 1
学習院大学法学部教授	神作 裕之
生活経済ジャーナリスト	高橋・伸子
東京大学法学部教授	岩原神作
一橋大学法学部教授	山本 和彦
(金融当局)	
金融庁総務企画局企画課長	居戸利明
経済産業省経済産業政策局産業資金課課長補佐	須賀康太郎
厚生労働省労働基準局勤労者生活部企画課労働金庫業務室室長補佐	坪田 一雄
国土交通省総合政策局不動産業課不動産投資市場整備室長	山口裕視
総務省郵政行政局貯金企画課長	原口一亮介
農林水産省経営局金融調整課企画官	川邊・正徳
	(敬称略、順不同)

資料3

過去の開催状況と検討事項

回数	日時	内容
1	平成 12 年	「金融審議会答申及び金融審議会第一部会ホールセール・リーテイルに関す
	9月7日	るワーキンググループ報告」について
		「金融トラブル連絡調整協議会の運営方法」について
2	11月8日	「個別紛争処理における機関間連携の強化」について
3	平成 13 年	「苦情・紛争処理手続の透明化」について
	1月16日	
4	4月3日	「苦情・紛争処理事案のフォローアップ」について
5	5月31日	「苦情・紛争処理実績に関する積極的公表」について
6	8月7日	「広報活動を含む消費者アクセスの改善」について
7	10月2日	「機関間連携のあり方」について
8	11月19日	「苦情・紛争処理のモデルの中間試案」について
9	平成 14 年	「金融分野の業界団体・自主規制機関における苦情・紛争解決支援のモデル
	1月15日	(案)」について
1 0	2月8日	「金融トラブル連絡調整協議会における今後の取組みに係る論点メモ」につ
		いて
1 1	3月27日	「金融分野の業界団体・自主規制機関における苦情・紛争解決支援のモデル
		(案)に寄せられた意見」について
1 2	4月25日	「金融分野の業界団体・自主規制機関における苦情・紛争解決支援のモデル
		の修正案」について
1 3	5月23日	「金融トラブル連絡調整協議会の今後の取組みについて」(1)
1 4	6月17日	「金融トラブル連絡調整協議会の今後の取組みについて」(2)
1 5	7月22日	「金融トラブル連絡調整協議会の今後の進め方について」(3)
		「苦情・紛争解決支援のモデルのフォローアップの方法」について
1 6	10月11日	「苦情・紛争解決支援のモデルのフォローアップについて - 自己評価結果の
		報告と意見交換 - 」(1)
1 7	11月5日	「苦情・紛争解決支援のモデルのフォローアップについて - 自己評価結果の
4.0	40 🗆 40 🗆	報告と意見交換・」(2)
1 8	12月12日	「苦情・紛争解決支援のモデルのフォローアップについて - 自己評価結果の
		報告と意見交換・」(3)
1.0	ᄑᄙᄹᄹ	「機関間連携(総論)」について(1)
1 9	平成 15 年	「機関間連携(総論)」について(2)
	2月5日	「実務者ネットワークの論点整理」について(1)
2.0	4月21日	「金融商品販売法の施行状況の調査、点検の結果」について
2 0	4月21日	「機関間連携(弁護士仲裁センター)」について(1)
2.1	6 日 24 日	「苦情・紛争解決支援規則の再評価結果」について
2 1	6月24日	「機関間連携(弁護士仲裁センター)」について(2) 「実務者ネットワークの論点整理」について(2)
		「消費者の認知に向けたPR」について
2 2	9月9日	「公的機関との連携」について(1)
	2 /J 3 IJ	「金融トラブルの解決に向けたその他の方策」について
2 3	11月25日	「公的機関との連携」について(2)
2 3	11 /3 23 11	「協議会の今後の進め方」について
		IMI

「金融分野の業界団体・自主規制機関における苦情・紛争解決支援のモデル」の概要 (平成14年4月25日策定)

1 モデルの位置付け

このモデルは、金融分野における苦情・紛争解決支援の改善のため、現状において実現可能な範囲の下で理想的と考えられる苦情・紛争解決支援手続を金融トラブル連絡調整協議会として策定したものであり、金融分野における各業界団体・自主規制機関において、このモデルを踏まえた苦情・紛争解決支援手続の整備が期待されるものと位置付けられる。なお、このモデルでは、業界団体・自主規制機関が行なう苦情・紛争の解決について、これまでの「処理」という概念に替えて、当事者による解決を支援するという立場を明確にするため、「解決支援」という概念を導入している。

2 モデルの概要

理念的事項

金融分野における苦情・紛争解決支援の基本的理念として、「公正中立」「透明性」「簡易・迅速・低廉」、「実効性の確保」、「金融市場の健全な発展」を明示。 苦情等の発生原因の解明及び会員企業・消費者への周知等を通じた再発防止への 取組みを業界団体等が設置する苦情・紛争解決支援機関(以下「機関」という。) の責務として規定。

通則的事項

苦情・紛争の定義や守秘義務等の苦情解決支援と紛争解決支援に共通する事項を 規定。

機関の利用を促進するため、機関及び会員企業による機関の消費者への周知やアクセスポイントの拡充等を規定。

いわゆる「たらい回し」を防ぐため、機関間連携として行なうべきことを提示。 苦情・紛争解決支援実績等の公表や機関に対する外部評価の実施を通じて機関の 運営の適正化や規制整備を推進。

苦情解決支援規則

取扱う苦情や苦情申立人の範囲、標準処理期間、苦情解決支援を行なわない場合 を明示することにより、手続の進行に当たっての基準を明確化。

苦情受付時の手続の概要の説明や苦情解決支援を行なわない場合の理由の説明、

結果の報告、苦情未解決の場合の取扱い等、機関が申立人に対して行なうべきことを規定。

苦情の解決の促進や、機関による調査への協力、相対交渉の際の対応等の会員企業が行なうべきことを明示。

会員企業に対する措置・勧告等苦情の解決及び再発防止に向けて機関が積極的に 行なうべきことを規定。

紛争解決支援手続を設けていない機関も想定して、他の紛争解決機関の紹介や苦情解決支援段階での解決案の提示も規定。

紛争解決支援規則

紛争解決支援委員会(機関の委嘱を受けて紛争解決支援手続を実施する者)の設置や利害関係者の排除、運営委員会の設置等を規定することにより、機関の組織面からも中立性・公正性を担保。

取り扱う紛争や紛争申立人・代理人の範囲、あっせん・調停を行なわない場合や 手続を打ち切る場合等の手続の進行に当たっての基準を明確化。

会員企業に対する事実調査・資料提出要求や措置・勧告等の機関の会員企業に対する権限を明確化するとともに、調査等に対する会員企業の協力義務を規定。

提示されたあっせん・調停案について、会員企業による尊重義務を規定するとと もに、正当な理由なく受諾しない場合など紛争解決支援委員会が必要と認める場合は、当該企業名を公表することも併せて規定。